

CCUSの能力評価等を反映した手当の支給例

CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- ◎ **CCUSのレベル別に日額手当を支給**する優良技能者制度(協力会会員を対象)を実施 (西松建設)
(レベル2:500円、レベル3:1,000円、レベル4:2,000円(特に模範となる方:3,000円))
- ◎ **優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化。CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて、令和4年4月1日から運用開始** (奥村組)
(レベル2以下:1,000円(現場マイスター) or 2,000円(エリアマイスター)、レベル3以上:3,000円(スーパーマイスター))
- ◎ **上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ。(年度末までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す)。さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定** (村本建設)
- ◎ **優秀登録職長手当制度の認定要件[鹿島マイスター(スーパーマイスター4,000円/日、マイスター2,000円/日)]及び優良技能者報奨金制度(新E賞:10万円/年)の認定要件にCCUS技能者登録を追加。鹿島マイスターについては、レベル4相当(経験年数10年以上、職長経験3年以上)の技能者であることを要件追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金を、CCUS登録技能者を対象に全額負担とした。** (鹿島建設)
- ◎ **2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした。** (五洋建設)
※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力会社が個人ベースで目標達成した場合、協力会社に労務費を5~10%割増補正して支払い
- ◎ **優良技能者手当(3,000円~1,000円/日)の支給要件にCCUSレベル3以上を追加。** (戸田建設)
- ◎ **優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4(ゴールド)の保有者から選定し、日額3,000円を支給。** (清水建設)
- ◎ **従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化** (大林組)
- ◎ **導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている** (東洋建設)
- ◎ **優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ** (大林道路)
- ◎ **従来の優良職長制度の認定基準の項目に、「CCUS技能者登録」の追加を検討中** (大成建設)
- ◎ **優良技能者(マスター、マイスター)制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加することを検討中** (前田建設)